

前橋駅前けやき並木通り周辺地区 オープンカフェ事業運用基準兼同意書

1 出店要件等

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、本オープンカフェ事業の推進に努めます。
- (2) 食品衛生法に基づき、衛生管理には十分に注意を払い、万が一食品衛生法に係る違反等が発生した場合は、全て出店者の負担と責任において対処します。
- (3) 店内およびキッチンカー以外での調理行為は行いません。また屋外では火気を使用しません。
- (4) 本事業により発生するゴミは、出店者の責任において管理、処分するとともに、周辺の清掃活動を実施し、環境美化に努めます。
- (5) 設置する食事施設等を清潔に保ち、周辺景観に配慮します。
- (6) 本事業の実施箇所及び周辺道路等において違法駐輪等を監視し、必要により公社へ報告します。
- (7) 歩道等に設置するテーブルやイス、パラソル等は、所定の場所へ営業時間に合わせて出店者が設置し、営業終了後は責任を持って撤収します。
- (8) 強風等により設置物（テーブル、イス、パラソル、看板等）の安全性が確保できないと判断される場合は、速やかに撤収するなど周囲の安全管理に務めます。
- (9) キッチンカー設置の際は歩道等に汚損、損傷を与えないよう十分注意し、車両下へシート等による養生を行います。
- (10) 新型コロナウイルス感染症防止対策として、スタッフの体調管理を行うとともに、マスクの着用、アルコール消毒液の設置及び手指消毒や販売場所周辺の衛生管理の徹底に努めます。
- (11) 公社が周辺環境や公衆に対し、本オープンカフェ事業により危害等を加える恐れがあると判断した場合により、事業の中止及び食事施設等の撤去措置を要請した場合はこれに従います。
- (12) 周辺住民や事業所へ迷惑とならないよう騒音には十分注意します。
- (13) 暴力団員やその他の反社会的勢力に属する者とは一切関係しません。
- (14) 出店許可の権限は、第三者へ譲渡、転貸しません。
- (15) 出店者の瑕疵等により、第三者へ損害が生じた場合や紛争等が発生した場合は、出店者の責任においてこれらを解決します。また、事故等が発生した場合は、速やかに公社へ報告します。

2 その他

- (1) 事業実施にあたっては、他の参加店舗や近隣事業所、地元自治会、地元商交会等と協力しながら事業推進に努めます。
- (2) 公社から事業効果の評価、測定のためのアンケート調査や売り上げ等に関するデータ開示の依頼等があった場合はこれらに協力します。
- (3) 所轄警察署等から本事業の道路使用許可に関する出店者情報等の開示依頼があった場合は、情報の提供に承諾します。
- (4) その他、本オープンカフェ事業実施に関し、公社において決定する事項に従います。

本運用基準を遵守し、本オープンカフェ事業に出店します。

公益財団法人前橋市まちづくり公社 理事長 様

令和 年 月 日

団体名(店名) _____

代表者 _____